意見書の別紙2(嶋津暉之)

治水対策案⑨「遊水地(地役権方式)+河道の掘削+部分的に低い堤防の存置」 について

国交省は城原川ダムの代替案の一つして、野越も取り上げて「⑨遊水地(地役権方式)+河道の掘削+部分的に低い堤防の存置」の案を示している。

その内容は、「城原川沿川に残存する部分的に低い堤防(野越し)を存置する。野越しの治水効果が及ばない野越しよりも上流の区間において河道の掘削を行うとともに、下流の治水効果が不足する区間において地役権方式の遊水地を建設し、それでも流下能力が不足する区間において河道の掘削を行い、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。」というもので、野越以外に遊水地と河道掘削も加えた代替案になっている。

存置する野越は 5 箇所で、延べ約 3 k mの受堤を設置し、浸水する区域約 32ha の地 役権補償を行うとしている。

国交省は、この代替案は河川整備計画による河道改修の費用も含めて合計約 660 億円の費用がかかるとして、実施が困難であることを示唆している。

しかし、このような巨額の費用になっているのは、洪水目標流量を 540 ㎡/秒、河道 目標流量を 330 ㎡/秒として、残り 210 ㎡/秒を代替案で対応しなければならないこと が前提になっているからである。

別紙1で述べたように、洪水目標流量と河道目標流量を適正な値に変えれば、野越だけで対応することが可能となる。そして、既設の野越と受堤を活用すれば、その費用は国交省が示す 660 億円よりはるかに安い金額になると考えられる。

以上